

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 追分あけぼの会

社会福祉法人追分あけぼの会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人追分あけぼの会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設等の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものである。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、高速料金、駐車料金、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、業務に応じた報酬等を支給する。

2 前条第1項第2号に規定する常勤役員には、報酬等は支給しない。

(会計年度の報酬総額)

第4条 前条に規定する役員及び評議員に対する報酬は、会計年度ごとに、別表1に定める額を上限とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

(費用の額の算定方法)

第6条 役員及び評議員が職務執行のために移動等する場合は、別表3に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び費用については、その月の初日から末日までの分を翌月25日に支給する。ただし、支給当日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日とする。

- (2) 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義金融機関の休日にあたる場合は、その前日とする。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からも牛尾でのあった給食費等を控除して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足) 第11条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月17日（評議員会の議決日）から施行する。
(役員及び評議員の報酬等に関する規程について、平成29年4月1日に遡及し適用する。)
- 2 この規程は、令和4年 1月 1日から施行する。

別表1（会計年度の報酬総額）

区分	会計年度ごとの報酬総額
全理事	500万円以内
全監事	400万円以内
全評議員	100万円以内

別表2（非常勤役員及び評議員の報酬等）

区分	金額
理事会・評議員会等会議への出席	1時間 2,000円 業務に要した時間を乗する
監事監査等への出席	
上記の他、法人及び施設等業務のための出勤	
賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当	支給しない

※1) 始業からの1時間未満については、切り上げ1時間とする。

※2) 始業から1時間を超える業務について、30分を超える場合の算定は時間額の半額を支給し、30分未満については切り捨てる。

別表3（旅費交通費）

区分	金額
自家用自動車・徒歩・自転車等	1キロメートルにつき30円 (法人車両による送迎の場合については支給しない。)
公共交通機関	実費
旅費（宿泊費を含む）	法人旅費規程を準用
高速料金、駐車料金、手数料等	実費